２　法第43条において準用する法第34条第２項において準用する法第33条各号に掲げる要件に該当しないことを証する書類
誓約書
［略］
様式第３
［略］
様式第３
［略］
様式第３
［略］
様式第３
［略］
当社（私）は、中小企業等経営強化法第43条において準用する同法第34条第２項において準用する同法第33条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。
［略］
様式第４
［略］
認定に係る業務を廃止するので、中小企業等経営強化法第43条において準用する同法第35条の規定により、下記のとおり届け出ます。
［略］
備考　表中の［　］は注記である。

２　法第37条において準用する法第28条第２項において準用する法第27条各号に掲げる要件に該当しないことを証する書類
誓約書
［略］
様式第３
［略］
様式第３
［略］
様式第３
［略］
様式第３
［略］
当社（私）は、中小企業等経営強化法第37条において準用する同法第28条第２項において準用する同法第27条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。
［略］
様式第４
［略］
認定に係る業務を廃止するので、中小企業等経営強化法第37条において準用する同法第29条の規定により、下記のとおり届け出ます。
［略］

附　則

この命令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

内閣府、総務省、財務省、
○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第四号
国土交通省

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、経営力向上に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉**川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

経営力向上に関する命令の一部を改正する命令

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（関係事業者に関する主務省令で定める関係）	（関係事業者に関する主務省令で定める関係）
第１条　中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第二条第十二項第八号の主務省令で定める関係は、他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を事業者及び当該事業者の代表者が有する関係とする。	**第１条**　中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第二条第十項第八号の主務省令で定める関係は、他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を事業者及び当該事業者の代表者が有する関係とする。
（経営力向上計画の認定の申請）	（経営力向上計画の認定の申請）
第１条　法第十九条第一項の規定により経営力向上計画に係る認定を受けようとする中小企業者等は、様式第一による申請書を主務大臣に提出しなければならない。	**第１条**　法第十三条第一項の規定により経営力向上計画に係る認定を受けようとする中小企業者等は、様式第一による申請書を主務大臣に提出しなければならない。
２　法第十九条第一項の規定により経営力向上計画に係る認定を受けようとする中小企業者等は、法第二条第十二項第七号に掲げる事業又は資産（土地及び家屋に限る。次条第二項において同じ。）の譲受けを行う旨を記載する場合にあっては、前項の規定は適用しない。この場合には、様式第二による申請書を、当該事業を行う事務所又は当該資産が所在する都道府県（次項並びに次条第二項及び第三項において単に「都道府県」という。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。	２　法第十三条第一項の規定により経営力向上計画に係る認定を受けようとする中小企業者等は、法第二条第十項第七号に掲げる事業又は資産（土地及び家屋に限る。次条第二項において同じ。）の譲受けを行う旨を記載する場合にあっては、前項の規定は適用しない。この場合には、様式第二による申請書を、当該事業を行う事務所又は当該資産が所在する都道府県（次項並びに次条第二項及び第三項において単に「都道府県」という。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。
３　［略］	３　［略］
４　第一項又は第二項の中小企業者等が法第二条第十二項に規定する事業承継等を行う旨を記載する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、事業承継等の内容（他の事業者の代表者の状況に関するものを含む。次条第四項第二号において同じ。）及び当該事業承継等に係る合意を証する書類を添付しなければならない。	４　第一項又は第二項の中小企業者等が法第二条第十項に規定する事業承継等を行う旨を記載する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、事業承継等の内容（他の事業者の代表者の状況に関するものを含む。次条第四項第二号において同じ。）及び当該事業承継等に係る合意を証する書類を添付しなければならない。